

議案第16号

天理市移動通信用鉄塔施設等整備事業分担金徴収条例の一制定について  
天理市移動通信用鉄塔施設等整備事業分担金徴収条例を次のように制定しようとする。

平成18年3月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市移動通信用鉄塔施設等整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が施行する移動通信用鉄塔施設等を建設する事業(以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、事業により整備する施設等を使用し、利益を受ける電気通信事業者から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、事業に要した経費に6分の1を乗じて得た額の範囲内で、市長が定める。

(分担金の納付方法)

第4条 分担金は、納入通知書により市長が指定する期限内に納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、分割して納付することができる。

(分担金徴収の延期等)

第5条 市長は、天災その他特別の事情により、特に必要があると認めるときは、分担金の徴収を延期し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。